

木乃花の会規約

この会員規約(以下「本規約」といいます)は、会員の心得、規範を明確にしています。会員は、入会の申込をいただいた時点で、本規約を承諾したものとみなされます。

(目的)

第1条

1. 当会は、茶道・歌舞伎・邦楽等を軸に、当会会員自らが日本文化に親しむことを目的とします。
2. 日本の伝統文化の良さを伝え、かつ、それを次世代への継承のために、技術交流、後継者の育成を図り、日本における伝統文化の発展と、音楽的情緒教育の涵養に寄与します。

(事業)

第2条

当会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 演奏会の開催(邦楽と付随する表現全般)
- (2) 各種演奏会の参加・共催
- (3) 各種日本伝統文化の講座・ワークショップの開催
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員規約の適用)

第3条 当会は、会員との間に本規約を定め、これにより当会の運営を行いません。また、当会が随時発する諸規定も、本規約の一部を構成します。

(入会申込)

第4条 当会への入会の申込をする方は、当会が別に定める年会費を払いこみ、入会申込書に必要事項を記入して、当会事務局に提出することとします。

(入会申込の拒絶等)

第5条 当会は、入会申込者が次の事項に該当する場合、入会を認めない場合があります。

- 1) 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
- 2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
- 3) その他、前各号に準じ、当会が入会を適当でないと判断した場合

(会員資格有効期限)

第6条 会員資格有効期限は、当会の事業年度(1月1日~12月31日)とします。

- 1) 会員資格有効期限の起算日は、当会が入会を承認し、年会費の払いこまれた日とします。
- 2) 会員が入会した時に支払う年会費は、1月1日から5月31日までの間に入会した場合は年会費の全額、6月1日から12月31日までの間に入会した場合は、年会費の半額とします。

(年会費)

第7条 会員の入会金は、次の通りです。

年会費 5000円

会員は、当会が定める特典を受けることができます。当会は、特典プログラムを定め、これを公表します。

(年会費の更新)

第8条 毎年、自動更新とし入会月に年会費の振込をするものとします。

(参加特典)

第9条 会員には、会員のみが享受できるイベントがあります。当会は、毎年、内容が違うイベントを提供します。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- 1) 退会届を提出したとき
- 2) 本会員の死亡、または法人会員の法人格が消滅したとき、
- 3) 会費を滞納し、かつその督促に応じなかったとき
- 4) 除名された時

(退会)

第11条 会員は退会しようとするときは、退会届を当会事務局に届け出て退会することができます。

(会員資格の停止・除名)

第12条 当会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し、事前に通知および催告をすることなく、当該会員の資格を停止または除名することができます。

(1) 会費が支払われない時

- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行った時
- (3) 当会、他の会員または第三者の商標権、著作権、意匠権、その他の財産、プライバシーを侵害した場合はまたはそのおそれのある行為をした場合
- (4) 当会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流した時
- (5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した時
- (6) 当会、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があった時
- (7) 本規約に違反した時
- (8) その他、当会が会員として不適当と判断した場合

(抛出金品の不返還)

第 13 条 当会は、会員に対し、一度振り込まれた会費及びその他の抛出金品を返還しません。

(会員証の発行)

第 14 条 当会は、会員に対し、会員証を 1 枚発行します。

- (1) 会員証の有効期限は会員資格有効期限内とします。
- (2) 当会の活動、事業に参加する場合は会員証を提示してください。
- (3) 会員証及び会員に基づく権利は、当該会員以外の者に、使用許諾、貸与、譲渡、相続等を行うことが出来ません。
- (4) 会員証は、当該会員でなくなった場合、当会に返却するものとします。

(商号及び商標等の利用)

第 15 条 当会が定めた商号等を個人的にまたはその他の目的で利用する場合は、当会の事前の書面による承認を得る必要があります。

(禁止行為)

第 16 条 会員は無断で当会の名称及び会員名簿等、または活動の趣旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはなりません。

(個人情報の保護)

第 17 条 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX 番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。

(知的財産の帰属)

第 18 条 当会が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当会に帰属します。

(知的財産の保護)

第 19 条 当会が作成し発行するすべての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはなりません。

(損害賠償)

第 20 条 会員が、本規約および本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当会が損害を受けた場合、当該会員は、当会が受けた損害を当会に賠償することができます。

(免責)

第 21 条 当会は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、当会の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

(既定の追加)

第 22 条 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当会が定めるものとします。

(組織)

第 23 条 当会は、当会の目的に賛同した会員を以って組織とします。

(役員)

第 24 条 当会の役員は次の通りとする。

代表は、安河内 葉子が行い、連絡・事務も行います。

(事務局)

第 25 条 当会の事務局は、下記に置きます。

住所 福岡市中央区薬院 4-8-28-403

附則

本規約は 2017 年 1 月 1 日より実施します。